

土山都市計画区域 公聴会

1. 公述申出についての注意事項

- 令和7年10月13日(月) 午前10時から
土山地域市民センター 3階 3B会議室(甲賀市土山町北土山1715番地)

※ 「公聴会」とは、市が都市計画の案を作成する際に、住民の方が公開のもとでその案について意見を述べる場です。また、公聴会の場で意見を述べる人のことを「公述人」と呼びます。

2. 公述を希望する方

- 今回の公聴会では、今回都市計画を変更する土山都市計画区域内の市(甲賀市)に住所を有する方に限り、公述申出をすることができます。
- また、実際に意見を述べていただく公述人は、以下に従って事前に公述を申し出た方の中から、市長が選定します。

3. 公述申出の受付期間

- 令和7年9月25日(木)から令和7年10月6日(月)まで(ただし、土日・祝日を除く)
- 郵送の場合は、この期間内に公述申出書提出先に到着したものを有効とします。
- なお、受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までとします。

4. 提出書類

- ① 「公述申出書」(必要事項に記入漏れがないようにしてください。)
- ② 「意見の要旨」(公述したい意見の内容を簡潔にまとめてください。)

5. 公述申出書提出先

- 甲賀市建設部都市計画課
〒528-8502 甲賀市水口町水口6053番地

6. 「意見の要旨」を書く際の注意事項

- ① 「意見の要旨」は、800字(400字詰め原稿用紙2枚)以内でお願いします。
(※配布する原稿用紙以外の紙も使用可能ですが、冒頭に「意見の要旨」と申出者の氏名を記載してください。)
- ② 公述申出の意見は、「用途地域の変更」の変更案に関するもので、公共的公益的立場からの意見をお願いします。

7. その他の注意事項

- ① 公聴会は、公開の場で意見を述べる場となります。
公述いただく内容は、議事録等に記載され、一般に公開されることがありますので、
予めご了承ください。
- ② 公聴会の運営の都合から、公述申出をされた方全てが公述できない場合や、公述時間を制限する場合がありますので、ご了承ください。
- ③ 公述申出された方には、受付期間が終了した後、申出があった全ての意見の内容勘案した上で、公述していただくか否かを公聴会開催日までに改めてご連絡いたします。
- ④ 提出いただいた書類は、返却いたしませんのでご了承ください。

8. 問い合わせ先

甲賀市建設部都市計画課 都市計画係

TEL:0748-69-2203 FAX:0748-63-4601